

別表第7(第31条第6項並びに第33条第1項第6号及び第2項第6号)

排煙の規制基準(ダイオキシン類)

事業所において排出するダイオキシン類の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

番号	施設の種類	施設の規模	許容限度 (ng TEQ / m ³ N)		
			平成12年1月15日前に設置されたもの(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成12年1月15日以後に設置されたもの	
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの	1	0.1	
2	製鋼の用に供する電気炉(鉄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの	5	0.5	
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの	10	1	
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1t以上のもの	5	1	
5	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5m ² 以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの	焼却能力が4,000kg / h以上のもの(焼却能力が4,000kg / h未満で乾き排出ガス量が36,000m ³ N / h(O ₂ = 12%換算)以上のものを含む。)	1	0.1
			焼却能力が2,000kg / h以上4,000kg / h未満のもの(乾き排出ガス量が36,000m ³ N / h(O ₂ = 12%換算)以上のものを除き、焼却能力が2,000kg / h未満で乾き排出ガス量が19,500m ³ N / h(O ₂ = 12%換算)以上のものを含む。)	5	1
			焼却能力が2,000kg / h未満のもの(乾き排出ガス量が19,500m ³ N / h(O ₂ = 12%換算)以上のものを除く。)	10	5

備考

- 1 ダイオキシン類の濃度の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第2条に定める方法による。
- 2 廃棄物焼却炉(火格子面積が2m³以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。)及び製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除き、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のものに限る。)のうち、平成9年12月2日以後平成12年1月15日前に設置の工事が着手されたものにあっては、平成12年1月15日以後に設置されたものの規制基準を適用する。この場合において、廃棄物焼却炉に適用される規制基準は、乾き排出ガス量の規定にかかわらず、焼却能力による区分に基づく許容限度を適用する。